

令和6(2024)年3月15日

保護者の皆様

大田原市教育委員会教育長

学校感染症に関する対応について（通知）

日頃より、本市の教育行政にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。  
表題の件につきまして、那須地区3市町（大田原市、那須塩原市、那須町）で医療機関等と検討した結果、那須地区共通の「学校感染症に関する受診報告書（様式）」を下記のとおり令和6年4月1日から運用することとなりました。  
保護者の方々におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 従来の運用との主な変更点

従来の運用	令和6年4月1日からの運用
○インフルエンザ 「インフルエンザ受診報告書」を医療機関及び保護者が記入し学校に提出	○出席停止に関わる全ての感染症 那須地区共通の「学校感染症に関する受診報告書（様式）」に保護者が記入し学校へ提出
○新型コロナウイルス感染症 保護者が学校へ連絡（報告書なし）	⇒医療機関で聞き取った内容を保護者が記入（診断名・発症日・登校日等）
○その他の感染症（溶連菌感染症等） 必要に応じて医療機関が作成した治療証明書を学校へ提出	

2 学校感染症に関する受診報告書（様式）の提出方法

- (1)「出席停止になる感染症の種類及び登校の基準等について」をご確認ください。
- (2)学校感染症に関する受診報告書（様式）をコピー、または、学校ホームページからダウンロードし、印刷してお使いください。
- (3)学校感染症に関する受診報告書（様式）は、**保護者が記入し学校へご提出ください。**

3 発症から登校までの流れの例

- (1)発症
- (2)病院受診（主治医から診断名・発症日・登校日の指示を受ける）
- (3)学校に連絡
- (4)家庭静養
- (5)登校（学校感染症に関する受診報告書（様式）に必要事項を記入し、学校へ提出）

大田原市教育委員会 学校教育課  
Tel. 0287-23-3124

令和6年3月15日

保護者 様

大田原市立石上小学校長

出席停止になる感染症の種類及び登校の基準等について

学校保健安全法の規定により、下記感染症に罹患した場合の登校基準等を明記しました。つきましては、お子さんが罹患した際は、下の表を確認しながら「学校感染症に関する受診報告書（様式）」に主治医の指示内容を記入し、学校に提出願います。

《出席停止になる感染症の種類と登校の基準》

分類	主な感染症の種類	登校の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト等	退院後、主治医から登校日について指示を受けてください。
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	「発症後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日」経てば登校できます。※裏面【表①】を参照
	百日咳	特有の咳がなくなるまで、又は5日間の適正な抗菌剤による治療が終了すれば登校できます。
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過すれば登校できます。
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳の下からあごにかけての腫れが発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になれば登校できます。
	風疹	発疹がなくなれば登校できます。
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになったことを確認すれば登校できます。
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日経過すれば登校できます。
	新型コロナウイルス感染症	「発症後5日を経過」し、かつ「症状が軽快後1日を経過すれば登校できます。※裏面【表②】を参照
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	主治医から登校日について指示を受けてください。
	コレラ、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	主治医から登校日について指示を受けてください。

《その他の感染症における登校の目安》

※ 感染症の種類や地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮した上で、保護者からの病状や主治医の見立てを聞き取り、学校医の意見を踏まえた上で出席停止を学校が判断します。受診後は必ず学校へ連絡してください。

分類	主な感染症の種類	登校の目安
第二種	溶連菌感染症	抗菌剤治療開始後、24時間を経て全身状態が良ければ登校可能です。
	手足口病・ヘルパンギーナ	発熱なく、全身状態がよく、普通の食事がとれれば登校可能です。
	感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態がよく、普通の食事がとれれば登校可能です。
	マイコプラズマ感染症	解熱し、激しい咳が治れば登校可能です。
	RSウイルス感染症	発熱なく激しい咳が治れば登校可能です。

**【表①】 学校におけるインフルエンザ出席停止期間早見表**

	症 状	発症日 0日目	発症日 1日目	発症日 2日目	発症日 3日目	発症日 4日目	発症日 5日目	発症日 6日目	発症日 7日目	発症日 8日目
例1	発症後 1日後に解熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
		出席停止								
例2	発症後 2日後に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校 可能		
		出席停止								
例3	発症後 3日後に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能		
		出席停止								
例4	発症後 4日後に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能	
		出席停止								
例5	発症後 5日後に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能
		出席停止								

○発症日とは、医療機関に受診した日ではなく、インフルエンザの症状（発熱など）が始まった日です。解熱とは、体温が平常時の体温に戻ることです。

○学校においては、インフルエンザ出席停止期間が「発症後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日」となっています。（学校保健安全法施行規則第19条）なお、発症当日は0日目となります。最短でも、「発症後5日」を経過するまでは、出席停止となります。

**【表②】 学校における新型コロナウイルス出席停止期間早見表**

	症 状	発症日 0日目	発症日 1日目	発症日 2日目	発症日 3日目	発症日 4日目	発症日 5日目	発症日 6日目	発症日 7日目	発症日 8日目
例1	発症後 1日後に軽快	発熱	軽快	軽快後 1日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
		出席停止								
例2	発症後 2日後に軽快	発熱	発熱	軽快	軽快後 1日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
		出席停止								
例3	発症後 3日後に軽快	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快後 1日目	発症後 5日目	登校 可能		
		出席停止								
例4	発症後 4日後に軽快	発熱	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快後 1日目	登校 可能		
		出席停止								
例5	発症後 5日後に軽快	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快後 1日目	登校 可能	
		出席停止								

○発症日とは、医療機関に受診した日ではなく、新型コロナウイルス感染症の症状（発熱など）が始まった日です。「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

○学校においては、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間が「発症後5日を経過」し、かつ「症状が軽快後1日を経過するまで」となっています。（学校保健安全法施行規則第19条）なお、発症当日は0日目となります。最短でも、「発症後5日」を経過するまでは、出席停止となります。